

山梨県ビジネスマッチング強化事業費補助金 令和8年度 募集要領

1. 応募期間

- 共創促進コース : 令和8年10月1日～11月30日
- スタートアップ連携コース : 令和8年 8月1日～ 9月30日 (第1回)
- : 令和8年11月1日～11月30日 (第2回)

※応募前には事務局による事前相談を受けてください。

※スタートアップ連携コースの第2回は、第1回の採択状況により実施しない場合があります。

2. スケジュール

対象	時 期	内 容
共創 促進 コース	令和8年10月1日～11月30日	公募期間
	令和8年12月上旬	審査会
	令和8年12月中旬	交付決定
	交付決定日～令和9年2月末日まで	補助対象期間
	令和9年2月末日	実績報告書提出締め切り
	実績報告日～令和9年3月	額の確定及び補助金交付
SU 連携 コース (第1回)	令和8年8月1日～9月30日	公募期間
	令和8年10月上旬	審査会
	令和8年10月中旬	交付決定
	交付決定日～令和9年2月末日まで	補助対象期間
	令和9年2月末日	実績報告書提出締め切り
	実績報告日～令和9年3月	額の確定及び補助金交付
SU 連携 コース (第2回)	令和8年11月1日～11月30日	公募期間
	令和8年12月上旬	審査会
	令和8年12月中旬	交付決定
	交付決定日～令和9年2月末日まで	補助対象期間
	令和9年2月末日	実績報告書提出締め切り
	実績報告日～令和9年3月	額の確定及び補助金交付

I. 補助金制度の概要

1. 補助金制度の目的

山梨県では、県内企業とスタートアップ等との連携による新事業創出や既存事業の高度化を促進するとともに、県内産業の競争力強化及びスタートアップ等の県内定着・事業拡大を図るため、山梨県ビジネスマッチング強化事業費補助金を交付します。

2. 補助対象事業者の要件等

対象	内 容	
共創促進 コース	補助の対象	次の要件をすべて満たすこと。 ① 県内に本店又は支店、製造拠点若しくは研究開発拠点等を有する（補助事業期間内に設ける予定）の企業。 ② 令和8年度ビジネスマッチング強化事業におけるオープンイノベーションプログラムに応募採択され、組成されたスタートアップとの共創プロジェクトを有し、競争力のあ る高度な基盤技術の強化・獲得や、付加価値の高い新製品の創出等に資すると認められる事案。 ※ 採択予定 4件程度
	補助限度額	100万円
	補助率	補助対象経費の1／2以内
スタート アップ 連携コー ス	補助の対象	次の要件をすべて満たすこと。 ① 県内に本店又は支店、製造拠点若しくは研究開発拠点等を有する（補助事業期間内に設ける予定）の企業。 ② 山梨県内で事業成長を目指すスタートアップ等との共創事案（令和7年度以前の共創促進事業の採択プロジェクトおよび令和7年度以前に山梨県産業政策部スタートアップ・経営支援課が実施した事業に採択されたスタートアップ等との共創事案等を含む）を有し、競争力のある高度な基盤技術の強化・獲得や、付加価値の高い新製品の創出等に資すると認められる事案。 ※採択予定 6件程度
	補助限度額	100万円
	補助率	補助対象経費の1／2以内

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、県内企業とスタートアップ等との連携により実施する次の事業とします。

対象事業例
1. 実証実験（P o C）
2. 試験導入
3. 共同研究開発
4. 新製品開発
5. 新サービス開発
6. D XやG Xの推進に関するもの
7. A I 活用実証
8. 生産性向上実証
9. 地域課題解決に関するもの
10. その他補助対象と認められるもの

4. 補助対象外事業

次に該当する事業は対象外とします。

- 単なる設備更新や商品購入とみなされる事案
- 単なる営業活動や販路開拓とみなされる事案
- 既存事業の維持継続のみを目的とする事案
- スタートアップ等との連携を伴わない事案
- 国等の他の補助事業で採択（申請中、申請予定を含む）された案件、又は類似し補助制度を活用する案件と重複するもの
- 全部又は大部分若しくは主要な部分を他者に委託する場合
- 公序良俗に反する事案
- 申請者が暴力団等又は暴力団と関係がある場合
- 補助事業終了までに県内に本店又は支店、製造拠点若しくは研究開発拠点等を設けなかった場合

5. 補助対象経費

項目	内 容
報償費	専門家謝金等
旅費	出張旅費、交通費等
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費等
役務費	通信運搬費、保管料、広告料、手数料、保険料等
委託料	調査、設計、試作等

使用料及び賃借料	会場使用料、機器借上料等
原材料費	試作品等の材料等
備品購入費	実証に必要な機器等
知財関連経費	特許出願等
人件費	補助事業に直接従事する者

補助対象者および補助対象経費の要件については、上記の外ビジネスマッチング強化事業費補助金交付要綱によるものとする。

6. 補助対象外経費

次に該当する経費は対象外とします。

- 消費税及び地方消費税
- 飲食費
- 接待交際費
- 土地・建物の取得費
- 金融機関への振込手数料
- 汎用性が高いパソコン等
- 補助事業との関連が明確でない経費
- 交付決定前に発生した経費

7. 人件費の計算

「山梨県補助金等交付規則」「山梨県ビジネスマッチング強化事業費補助金交付要綱」「ビジネスマッチング強化事業費補助金における人件費の計算に係る実施細則」をご参照すること。

8. 補助対象期間

交付決定日から令和9年2月末日まで

※県が認める場合を除き、期間延長は認めません

9. 補助金の支払い

補助事業完了後の精算払いとし、補助事業者は実績報告書及び支出証拠書類を提出し、県による確定検査後に補助金を受領するものとします。(当初計画の総事業費を下回った場合など、交付決定額満額が支払われない場合もあります)。

Ⅱ. 支援内容

1. 共創促進コース

次に例示する採択企業の取り組みに対し、受託事業者がメンタリングや情報提供などの伴走支援を実施します。

- 経営課題整理
- 共創テーマの深堀
- 連携先スタートアップとの各種調整
- 外部専門家の活用
- PoC 設計や技術的課題検討
- 法務・知的財産対応
- 事業計画策定
- 補助金活用

2. スタートアップ連携コース

次に例示する採択企業の取り組みに対し、必要に応じて受託事業者がメンタリングや情報提供などを実施します。

- 外部専門家の活用
- 技術的課題検討
- 法務・知的財産対応
- 補助金活用

Ⅲ. 審査

1. 審査方法

外部有識者等で構成する審査委員会において書類審査及びプレゼンテーション審査を実施します。

2. 審査項目（両コース共通）

項目	配点	評価の観点
(1) 課題設定・事業目的の妥当性	20 点	・ 課題設定は明確であるか ・ 事業目的は明確であるか ・ 課題の背景や原因分析が十分であるか ・ 実施によって目指す姿や成果が具体的であるか
(2) 連携・推進体制の実効性	20 点	・ スタートアップとの役割分担が明確であるか ・ 双方の経営層が主体的に関与しているか ・ 実施担当者及び推進体制が明確であるか ・ 補助事業終了後も継続的な取り組みが期待できるか
(3) 事業計画・実証内容の妥当性	20 点	・ 実施内容が具体的かつ実現可能であるか ・ 実証又は開発の目的が明確であるか ・ 検証方法や実施手法が適切であるか ・ 補助事業期間内に一定の成果創出が見込めるか
(4) 事業化・成長可能性	20 点	・ 連携事業による新規性や付加価値が認められるか ・ 市場ニーズを捉えているか ・ 補助事業終了後の展開が明確であるか ・ 事業化、収益化又は将来的な成長が期待できるか
(5) 県内経済・地域への波及効果	20 点	・ 他の県内企業への横展開につながるか ・ 雇用創出や投資拡大が期待できるか ・ 地域課題の解決に寄与するか ・ スタートアップの県内定着が期待できるか

IV. 応募手続等

1. 応募受付期間

共創促進コース	令和8年10月1日～11月30日
スタートアップ連携コース	令和8年8月1日～9月30日（第1回） 令和8年11月1日～11月30日（第2回）

2. 応募書類

申請書類は、ビジネスマッチング強化事業費補助金交付要綱に定める様式を使用すること。（電子データによる提出を予定）

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第1号の2、様式第1号の3）
- ③ 誓約書（様式第1号の4）
- ④ 登記事項証明書
- ⑤ 会社概要（申請者及び連携先企業のパンフレット等）
- ⑥ 直近2期分の決算書
- ⑦ その他知事が必要と認める書類

3. プレゼンテーション審査

応募書類に基づき、審査委員会において事業内容を説明していただきます。

両コース共通

- ① 課題設定の理由や、プロジェクトの目的について
- ② プロジェクトの連携および推進体制等について
- ③ 事業計画および実施内容、スケジュール等について
- ④ 将来的な事業化や展開、成長可能性について
- ⑤ 県内経済への波及効果等について

4. その他

プロジェクトの内容が異なっても、一度に「共創促進コース」、「スタートアップ連携コース」の両方に申請することはできません。いずれかを選択してください。

V. 補助事業者の義務

補助事業者は次の事項を遵守すること。

- 補助事業の適正実施
- 計画変更時の事前承認（変更がある場合は様式第3号、中止・廃止の場合は様式第4号を提出すること）
- 実績報告（様式第5号、第5号の2、第5号の3）
- 証拠書類保存
- 財産管理
- 成果調査への協力

VI. 補助事業終了後の義務

- 交付年度終了後5年間、各年における補助事業の企業化状況をご報告いただきます。
- 補助事業終了後も当該補助事業に関する調査に協力していただくことがあります。
- 補助事業関連書類（経理書類含む）は、交付年度終了後5年間保存していただきます。
- 補助事業者が、補助金交付要綱等に違反する行為（例：購入物件等の他の用途への無断流用、無断処分、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付決定取消・返還命令・加算金の付加等を行うことがあります。

VII. 採択案件の公表

採択された案件については、企業名、事業名、事業概要、補助交付予定額を県ホームページ等により公表いたします。

問い合わせおよび応募書類提出先

山梨県産業政策部スタートアップ・経営支援課

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話 055-223-1544

E-mail : startup@pref.yamanashi.lg.jp